

議案第37号

三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の設定に
ついて

次のとおり三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 農業集落における生活環境の改善並びに農業用水の水質保全を図るため、処理施設を設置する。

2 処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表に掲げるとおりとする。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 汚 水 生活又は事業（耕作の業を除く。）に起因し、又は付随する廃水をいう。

(2) 処理施設 汚水を処理するための施設及びこれに接続するための排水

管、その他の施設で、町が管理するものをいう。

(3) 排水設備 汚水を処理施設に流入させるために必要な排水管、その他の設備で、使用者が管理するものをいう。

(4) 使用者 処理区域内において排水設備により汚水を処理施設に排除して、これを使用する者をいう。

(し尿排除の制限)

第4条 使用者は、水洗便所によらなければ、し尿を処理施設に流入することができない。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、処理施設の設置目的の達成に努めるとともに、処理施設の機能維持に障害となる物質（塩酸、雑用紙、油、布類、薬品等）及び雨水を流入してはならない。

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ町長に届け出て、その確認を受けなければならない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の実施)

第7条 排水設備の新設等の工事の施工は、町長が指定する排水設備工事業者でなければ行うことができない。

2 排水設備工事業者の指定に関する事項は、町長が別に定める。

(排水設備の工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、当該工事の完了した日から5日以内にその旨を町長に届け出て、完了検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 排水設備の新設等及び維持管理に要する費用は、当該排水設備の設置者又は使用者の負担とする。

(使用開始等の届出)

第10条 処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(使用料)

第11条 町長は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、次に掲げる世帯割額と当該世帯の世帯員数に世帯員割額を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 世帯割額(1世帯当り)月額 | 1,030円 |
| (2) 世帯員割額(1人当り)月額 | 510円 |

3 使用料の算定及び徴収の方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第12条 町長は、特別の事情があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

(加入金)

第13条 新たに処理施設を使用しようとする者は、別に町長が定める加入金を納めなければならない。

(管理の委託)

第14条 町長は、処理施設の管理について、その一部を維持管理業者等に委託することができる。この場合において、委託を受けた者は、常時緊密な連絡をとり、善良なる管理に努めなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

(罰則)

第16条 町長は、次の各号に掲げる者に対し、3万円以下の過料を科し、及び改善を命ずることができる。

- (1) 第4条及び第5条の規定に違反して使用した者
- (2) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備工事を実施した者
- (3) 第7条の規定に違反して排水設備工事を施工した者
- (4) 第8条の規定による届出を同条に規定する期間内に行わなかった者
- (5) 第10条の規定による届け出を怠った者
- (6) 第6条、第8条及び第10条の規定による届出書に虚偽の記載をした者

第17条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名 称 | 位 置 | 処 理 区 域 |
|----------------|---------|---------|
| 神倉地区農業集落排水処理施設 | 三朝町大字神倉 | 神倉地区 |